

用途分類方法について

平成30年8月

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター

前提

- 用途を分類する前に、届出対象かどうかの確認が必要。
(特に、自社内で化学反応を起こさせている場合)
- その確認後の作業について、本資料で記載。
- 一般化学物質、優先評価化学物質※について主に記載。

※ 監視化学物質、第二種特定化学物質、新規化学物質等にも本資料の考え方が利用できる。

用語の定義：製品

【運用通知1(4)】

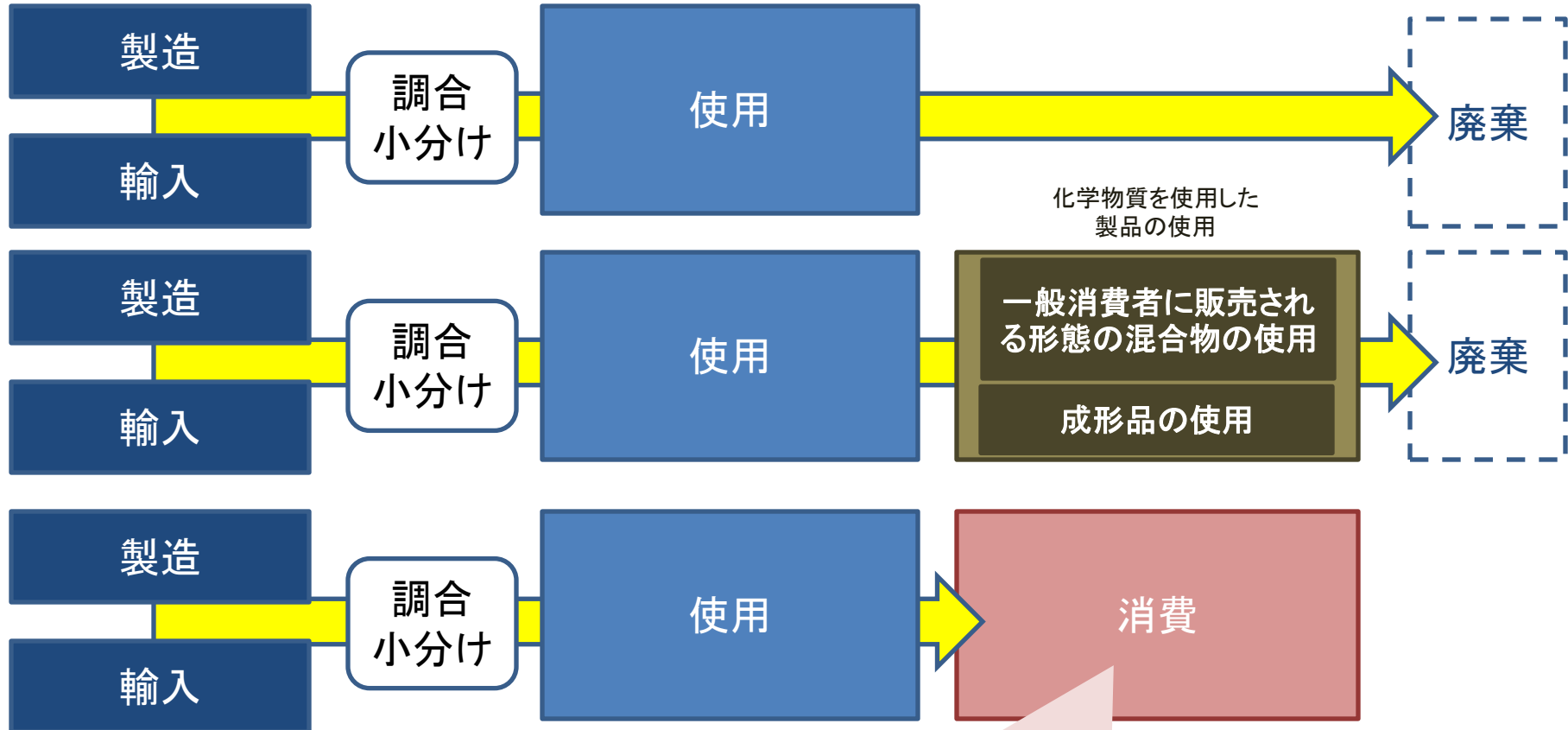
- 次の①又は②に該当するものについては、「化合物」とはせず、「製品」とみなして扱い、本法以外の関連法令等により対処するものとする。
- ① 固有の商品形状を有するものであって、その使用中に組成や形状が変化しないもの(例：合成樹脂製什器・板・管・棒・フィルム)。ただし、当該商品がその使用中における本来の機能を損なわない範囲内での形状の変化(使用中の変形、機能を変更しない大きさの変更)、本来の機能を発揮するための形状の変化(例：消しゴムの摩耗)や、偶発的に商品としての機能が無くなるような変化(使用中の破損)については、組成や形状の変化として扱わない。
- ② 必要な小分けがされた状態であり、表示等の最小限の変更により、店頭等で販売されうる形態になっている混合物(例：顔料入り合成樹脂塗料、家庭用洗剤)

①本資料では、「成形品」

②本資料では、「一般消費者に販売される形態の混合物」

用語の定義：消費

【本資料での定義】



自社内で消費される場合、出荷数量の届出が不要※となる。

そのため、「消費」を理解しておく必要がある。

※監視化学物質・第二種特定化学物質では届出が必要な場合がある。

使用した結果、化学反応を起こして当該物質が無くなること
(例：他の化学物質となる場合)

本資料の内容

1. 用途分類の選び方
2. 詳細用途分類の選び方
3. 出荷先都道府県の選び方
4. 注意すべき点
5. 問い合わせ窓口

一般	優先評価
○	○
注)	○
注)	○
○	○
○	○

注) 2.と3.は、一般化学物質の届出においては、必要がない。

1. 用途分類の選び方

【必要な資料】

- 化学物質用途分類表

- 一般化学物質用: <https://www.nite.go.jp/chem/risk/ippanyoto.pdf>
- 優先評価化学物質用: <https://www.nite.go.jp/chem/risk/yusenyoto.pdf>

- 用途分類解説資料

<https://www.nite.go.jp/chem/risk/yotokaisetsu.pdf>

- 用途分類の選択フロー

<https://www.nite.go.jp/chem/risk/flow.pdf>

- 用途分類の選択索引

<https://www.nite.go.jp/chem/risk/sakuin.pdf>

用途分類の選び方

～原則～

原則1. 通常想定される用途であり、出荷先等(一次出荷先に限らない)からの情報があるため、判断が付く。

原則2. 出荷先等(一次出荷先に限らない)からの情報は反映できないが、想定される用途が1つであるため、判断が付く。

原則3. 出荷先等(一次出荷先に限らない)からの情報は反映できず、複数の用途が想定されるが判断が付かないため、排出量がより大きく見積られる用途分類を選択する。

原則4. 用途が想定されないため、「#198 その他の原料、その他の添加剤」の用途分類を選択する。

用途分類の選び方

～“原則3” 排出係数が大きい用途分類を選択する際の考え方～

1. 大気と水域の排出係数の値を足した合計が大きい方の用途分類を選ぶ
2. 足した値が同じ場合には、水域の排出係数が大きい方の用途分類を選ぶ
3. 水域の排出係数も同じ場合には、若い方の用途番号を選ぶ

用途分類の選び方

～届出者の位置づけによる違い～

自社内で取り扱っているかどうかで用途分類の選び方が①～④と異なる

当該物質の
製造・輸入数量
の届出対象

↓該当する

当該物質を
自社内で**使用**
(調合、小分け含む)

該当しない

①用途は原則1～4の
順に従って選択

↓該当する

当該物質を
自社内*で**消費**

該当しない

当該物質は、
高分子化合物で
出荷時に成形品

該当しない

②用途は原則1～4の
順に従って選択

* 同一企業内の意

↓該当する

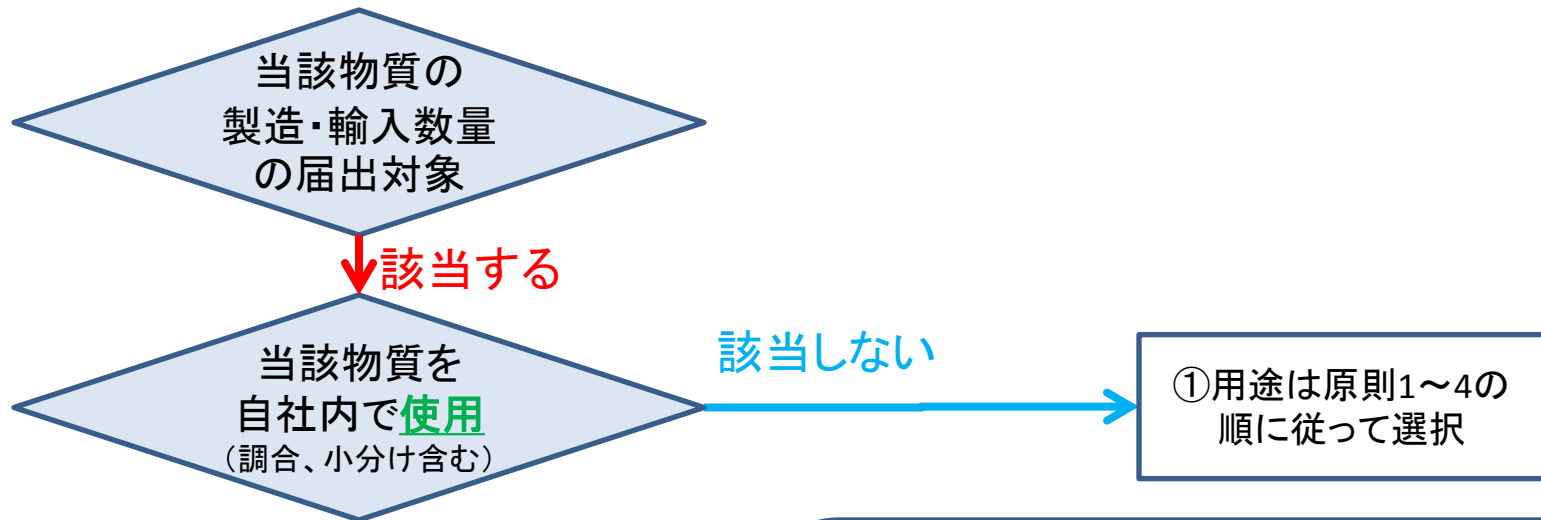
④用途は選ばなくて良い
(出荷数量は必要ない)

↓該当する

③用途は選ばなくて良い
(出荷数量は必要ない)

用途分類の選び方

～①の場合の例～



自社が物質Aを製造し、
自社で使用せずに出荷した場合：

製造数量届出：必要

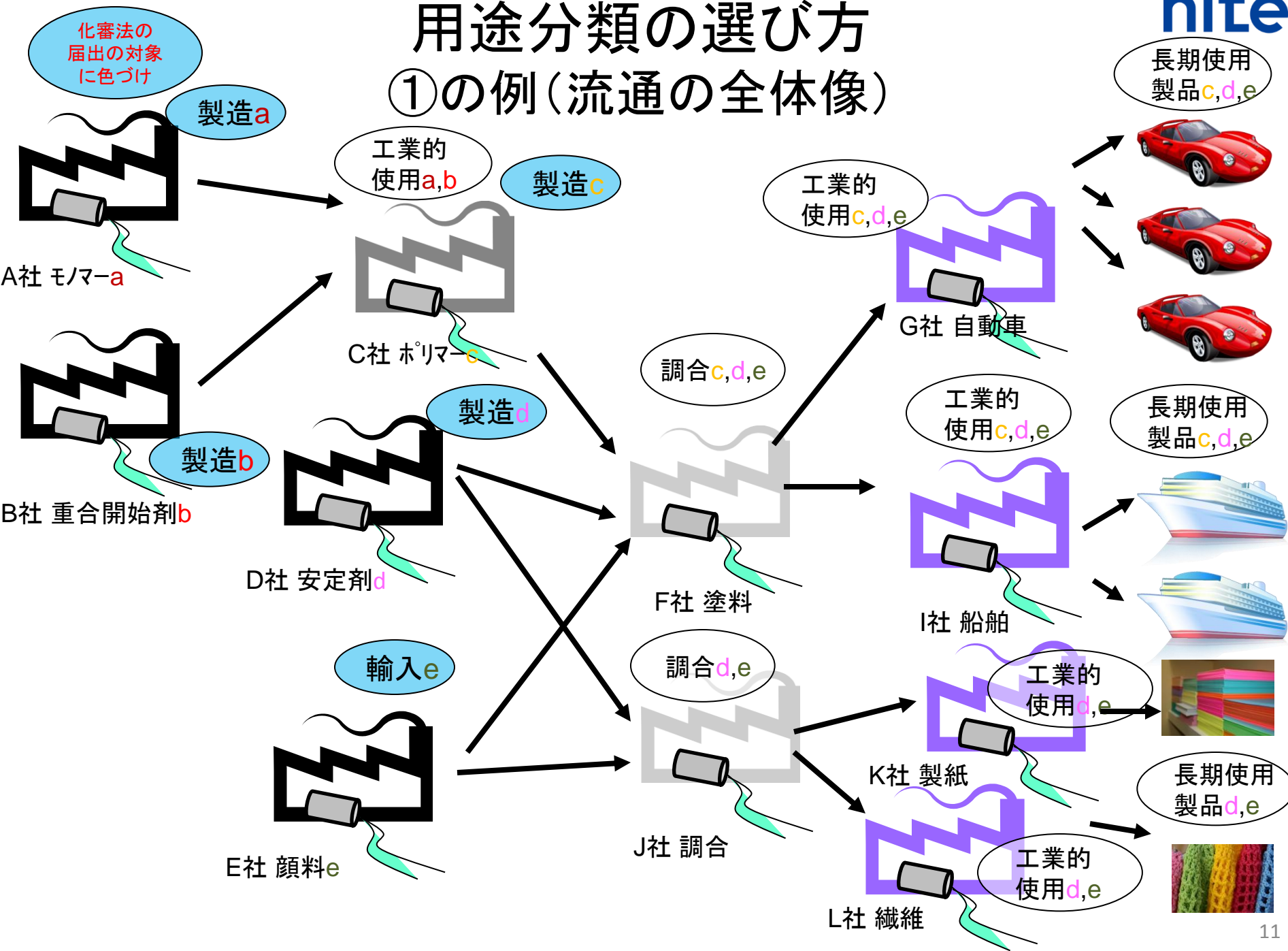
出荷数量届出：必要

用途：必要

(出荷先都道府県：必要)

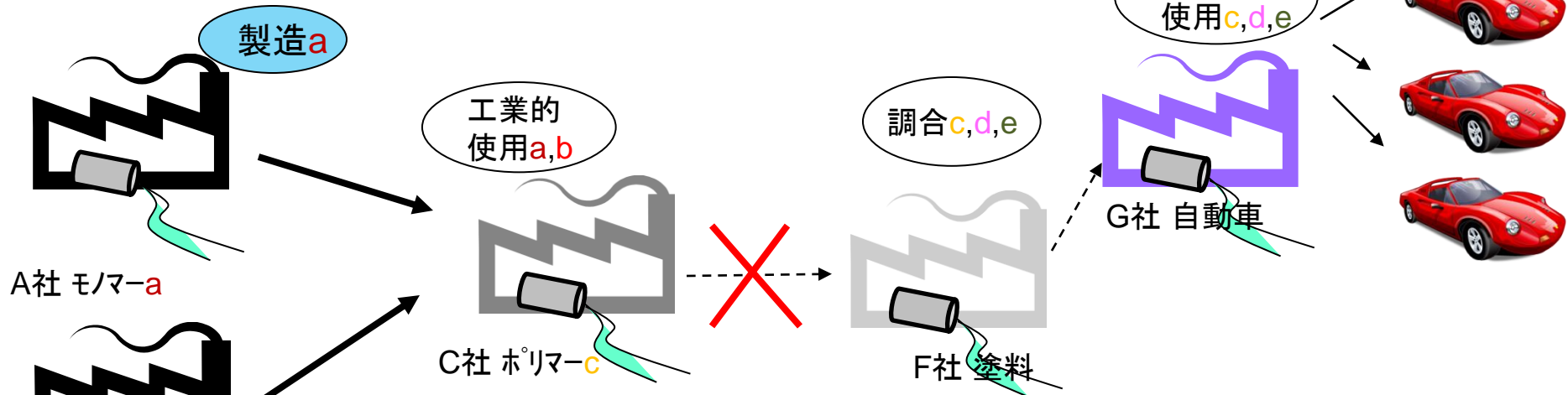
用途分類の選び方

①の例(流通の全体像)



用途分類の選び方

①の個別例 その1



A社は、化審法上の届出の対象である

A社は化学物質aをC社に出荷している

A社はモノマーとしてaを製造しており、C社がそれを原料にしてポリマーcを製造していることを知っている。

したがって、原則1から
A社が届け出る化学物質aの用途は、「#101中間物」となる。(B社の場合も同様)

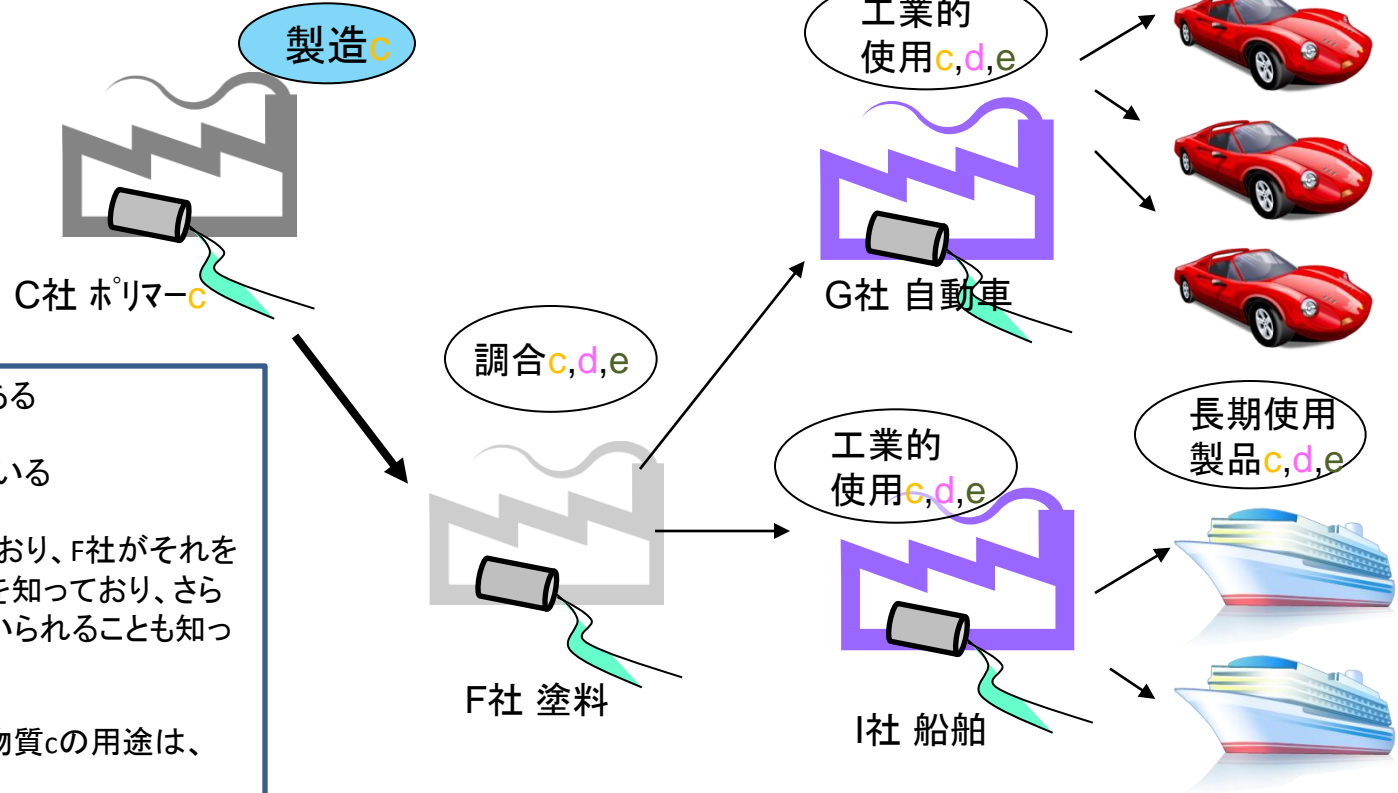
<注意！>

化学物質cは、塗料に使われるため、C社が届け出る物質cのその用途は「#115塗料」だが、これは化学物質a,bの用途ではない。

用途分類の選び方

①の個別例 その2

化審法の
届出の対象
に色づけ



C社は化審法上の届出の対象である

C社は化学物質cをF社に出荷している

C社は塗料原料としてcを製造しており、F社がそれを調合して塗料を製造していることを知り、さらにその塗料は自動車と船舶に用いられることも知っている。

原則1から、C社が届け出る化学物質cの用途は、「#115 塗料」となる。

<注意！>

化審法の用途分類においては、C社が、化学物質cの使途をサプライチェーンに沿って「車用」か「船舶用」かまで知っていたとしても、用途分類ではその手前の情報までしか求められていない。「車用」や「船舶用」が用途分類にないからといって「#198 その他」を選ばない。

用途分類では、細い矢印の部分まで、必ずしも把握する必要がない。

用途分類の選び方

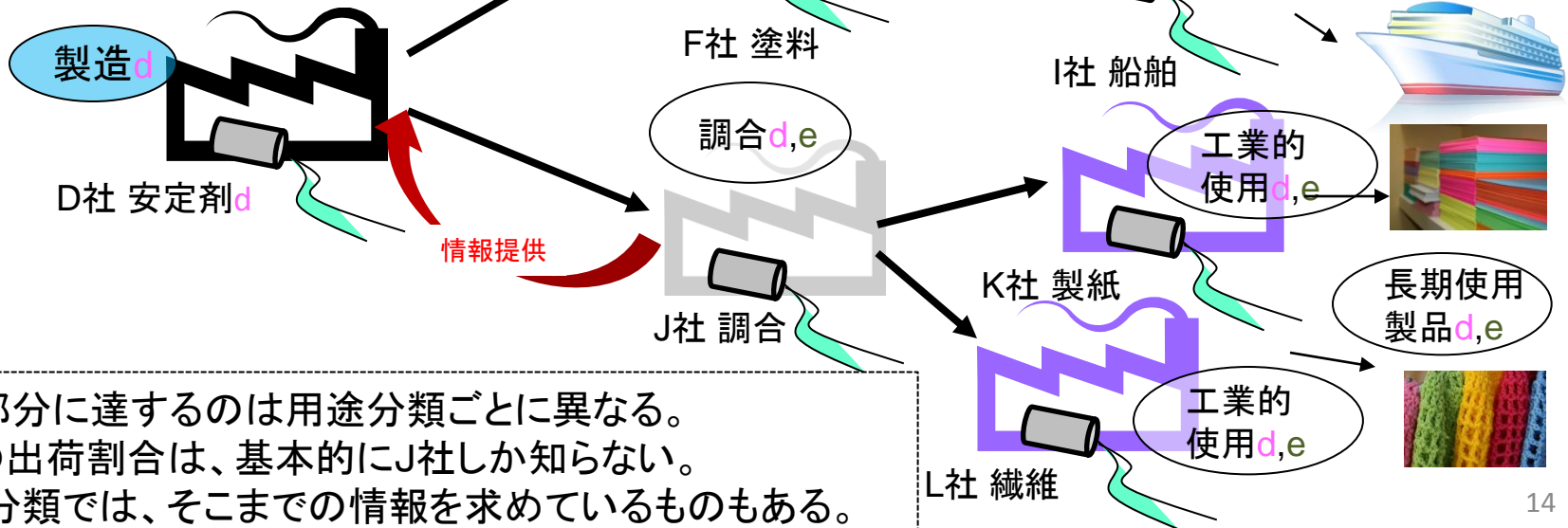
①の個別例 その3

化審法の届出の対象に色づけ

D社は化審法上の届出の対象である
D社は物質dをF社とJ社に出荷している

D社は安定剤dを製造しており、F社がそれを調合して塗料を製造していることを知っているが、F社がどこに出荷しているかは知らない。また、J社については物質dを用いて何を作っているかも知らない。

そこで、D社は、F社出荷分について、原則1から化学物質dの用途を「#115 塗料」とした。
D社は、J社出荷分については、複数の用途が想定された。
D社は、用途分類一覧表を見て、「安定剤」と書かれた詳細用途分類を含む、用途分類を挙げ、J社に割合を教えてくださいと聞いた。
J社は、#125:#126=3:7とだけ教えてくれた。
その結果、D社はJ社分についてもその割合で届け出た。



細かい矢印の部分に達するのは用途分類ごとに異なる。
K社、L社への出荷割合は、基本的にJ社しか知らない。
しかし、用途分類では、そこまでの情報を求めているものもある。

用途分類の選び方

①の個別例 その4

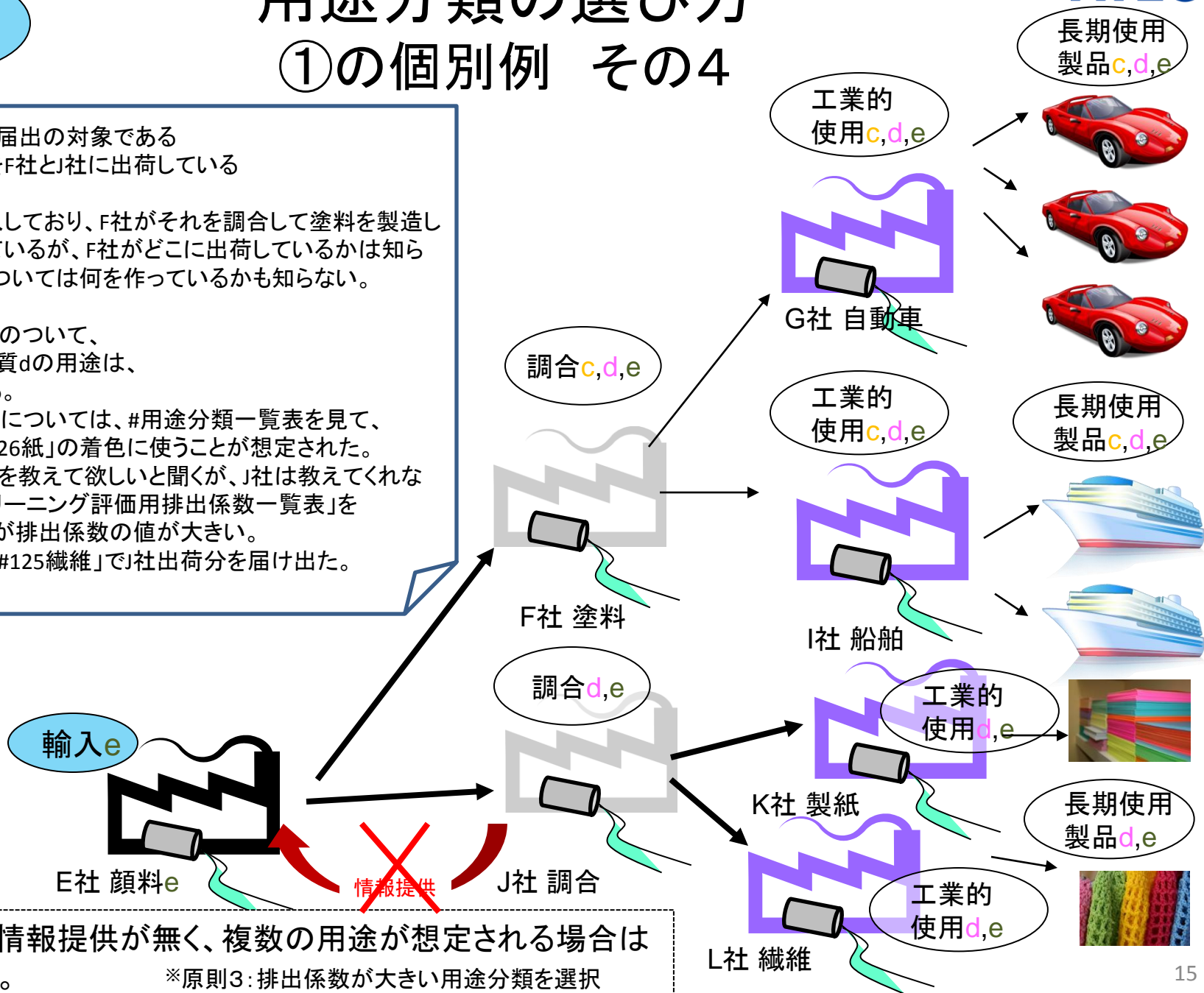
化審法の届出の対象に色づけ

E社は化審法上の届出の対象である
E社は化学物質eをF社とJ社に出荷している

E社は顔料eを輸入しており、F社がそれを調合して塗料を製造していることを知っているが、F社がどこに出荷しているかは知らない。また、J社については何を作っているかも知らない。

E社は、F社出荷分について、原則1から化学物質dの用途は、「#115 塗料」となる。

E社は、J社出荷分については、#用途分類一覧表を見て、「#125繊維」と「#126紙」の着色に使うことが想定された。J社に対して、割合を教えて欲しいと聞かすが、J社は教えてくれない。そこで、「スクリーニング評価用排出係数一覧表」を見ると、#125の方が排出係数の値が大きい。その結果、E社は「#125繊維」でJ社出荷分を届け出た。



出荷先からの情報提供が無く、複数の用途が想定される場合は原則3※を使う。
※原則3: 排出係数が大きい用途分類を選択

用途の階層

用途分類を選ぶ際に、届出者が一次出荷先の情報で判断できるか、一次出荷先に二次出荷先の情報を確認しなければならないかは、用途分類に依存する。
用途ごとに確認すべき階層について整理した。

用途分類の選択が一次出荷先の用途情報でOK(◎)、一次及び二次出荷先の両方の用途情報が必要(○)、二次出荷先での用途情報が必要(●)

用途番号	用途分類	一次出荷先	二次出荷先	備考
101	中間物	◎		
102	塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤	◎		一次出荷先が混合、小分け等の調合メーカーのケースも一部あるが、大半は工業的使用への直接出荷で一次出荷先用途情報で選択可能
103	接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤	◎		
104	金属洗浄用溶剤	◎		
105	クリーニング洗浄用溶剤	◎		
106	その他の洗浄用溶剤(104及び105に掲げるものを除く。)	◎		
107	工業用溶剤(102から106までに掲げるものを除く。)	◎		
108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	◎		
109	その他の溶剤(102から108までに掲げるものを除く。)	◎		
110	化学プロセス調節剤	○	○	
111	着色剤(染料、顔料、色素、色材等に用いられるものをいう。)		●	一次出荷先では、#112、#113、#115、#116、#125、#126、#129の着色剤との区別が困難
112	水系洗浄剤(工業用のものに限る。)		●	一次出荷先では、水系洗浄剤(#112、#113)と#125、#126、#129、#130、#133の洗浄剤との区別が困難
113	水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)		●	
114	ワックス(床用、自動車用、皮革用等のものをいう。)	◎		
115	塗料又はコーティング剤	◎		一次出荷先と用途分類がほぼ一致
116	インキ又は複写用薬剤	◎		
117	船底塗料用防汚剤又は漁網用防汚剤	◎		
118	殺生物剤(成形品に含まれるものに限る。)		●	一次出荷先では、#115、#117、#123、#125、#126、#136、#137、#140の防腐剤等との個別が困難
119	殺生物剤(工業用のものであって、成形品に含まれるものを除く。)		●	
120	殺生物剤(家庭用又は業務用のものに限る。)		●	
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	◎		一次出荷先と用途分類がほぼ一致
122	芳香剤又は消臭剤	◎		
123	接着剤、粘着剤又はシーリング材	◎		

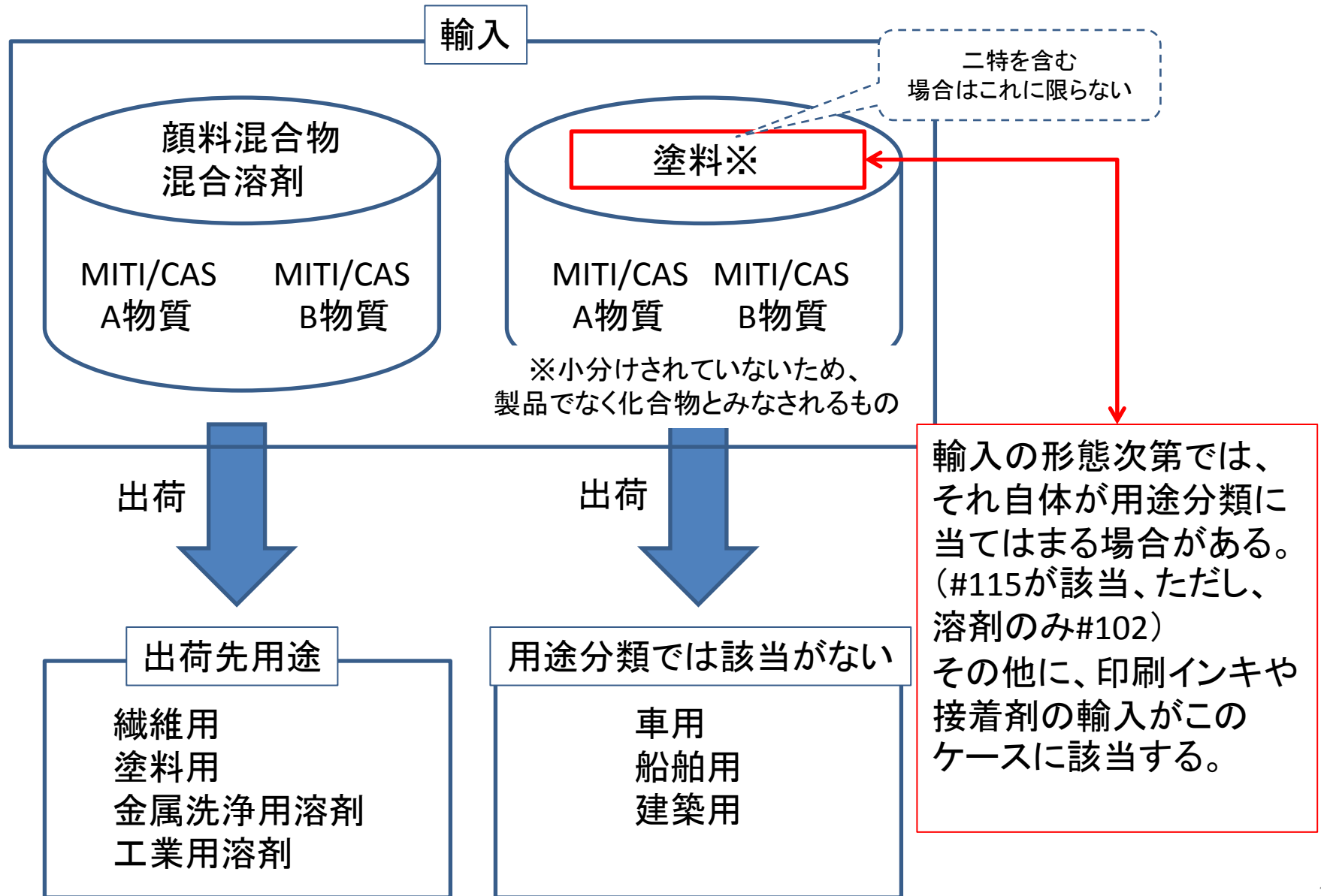
用途の階層（続き）

用途分類の選択が一次出荷先の用途情報でOK(◎)、一次及び二次出荷先の両方の用途情報が必要(○)、二次出荷先での用途情報が必要(●)

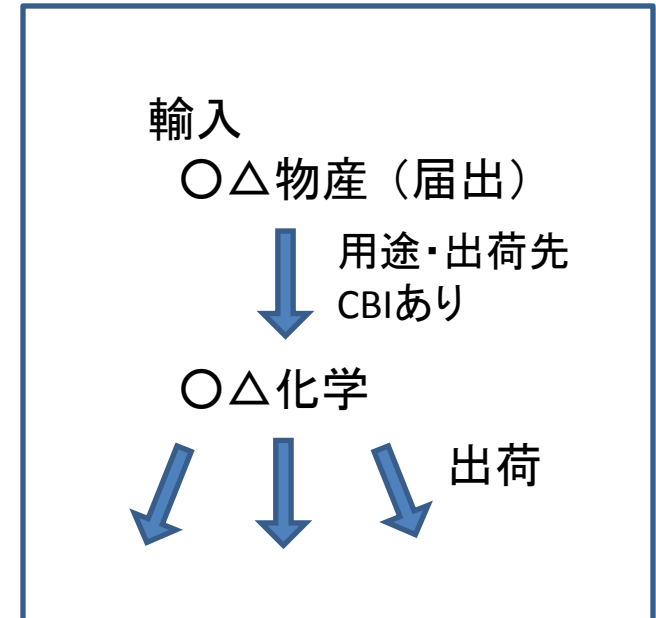
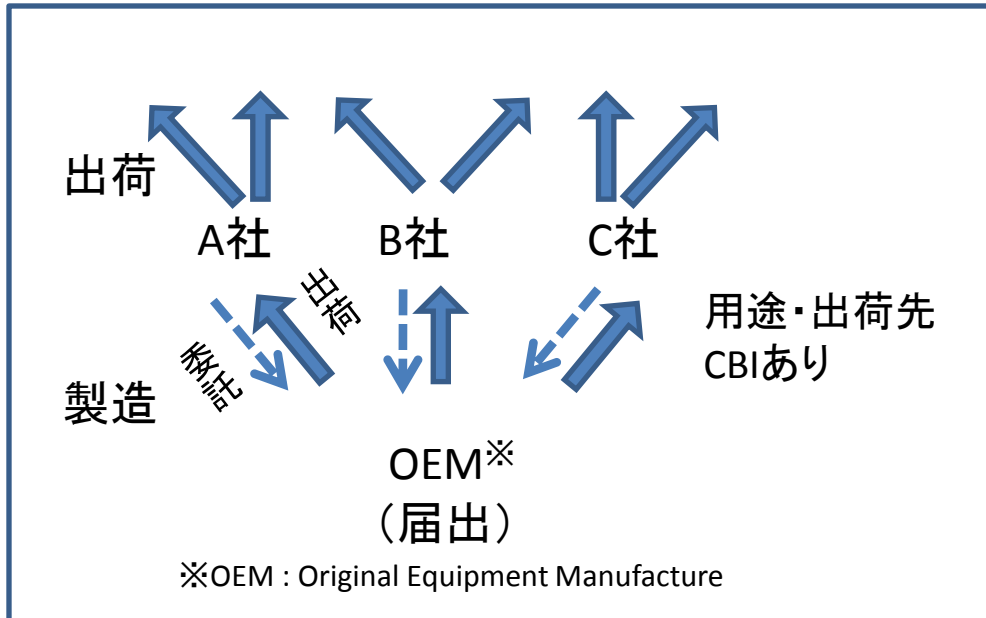
用途番号	用途分類	一次出荷先	二次出荷先	備考
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	○	○	
125	合成繊維又は繊維処理剤	○	○	
126	紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	○	○	
127	プラスチック、プラスチック添加剤又はプラスチック加工助剤	○	○	
128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	○	○	
129	皮革処理剤	○	○	
130	ガラス、ほうろう又はセメント	◎		一次出荷先と用途分類がほぼ一致
131	陶磁器、耐火物又はファインセラミックス	◎		
132	研削砥石、研磨剤、摩擦材又は固体潤滑剤	◎		
133	金属製造加工用資材	◎		
134	表面処理剤		●	一次出荷先では、表面処理剤(#134)と#112-117、#123-132、#138、#144の表面処理薬剤との区別が困難
135	溶接材料、ろう接材料又は溶断材料	◎		一次出荷先と用途分類がほぼ一致
136	作動油、絶縁油又は潤滑油剤	◎		
137	金属等加工油又は防錆油	◎		
138	電気材料又は電子材料	○	○	
139	電池材料(一次電池又は二次電池に用いられるものに限る。)	◎		一次出荷先と用途分類がほぼ一致
140	水処理剤	◎		一次出荷先が混合、小分け等の調合メーカーのケースも一部あるが、大半は工業的使用への直接出荷で一次出荷先用途情報で選択可能
141	乾燥剤又は吸着剤	○	○	
142	熱媒体	◎		一次出荷先が混合、小分け等の調合メーカーのケースも一部あるが、大半は工業的使用への直接出荷
143	不凍液	◎		
144	建設資材又は建設資材添加物	○	○	
145	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	○	○	
146	分離又は精製プロセス剤	○	○	
147	燃料又は燃料添加剤	◎		燃料添加剤については、一次出荷先でも燃料用かどうかの判断が可能
198	その他の原料、その他の添加剤	○	○	
199	輸出用のもの	◎		大半は製造品を直接輸出

例外ケース（混合物の輸入）

～出荷先の用途が用途分類に当てはまらないケース～



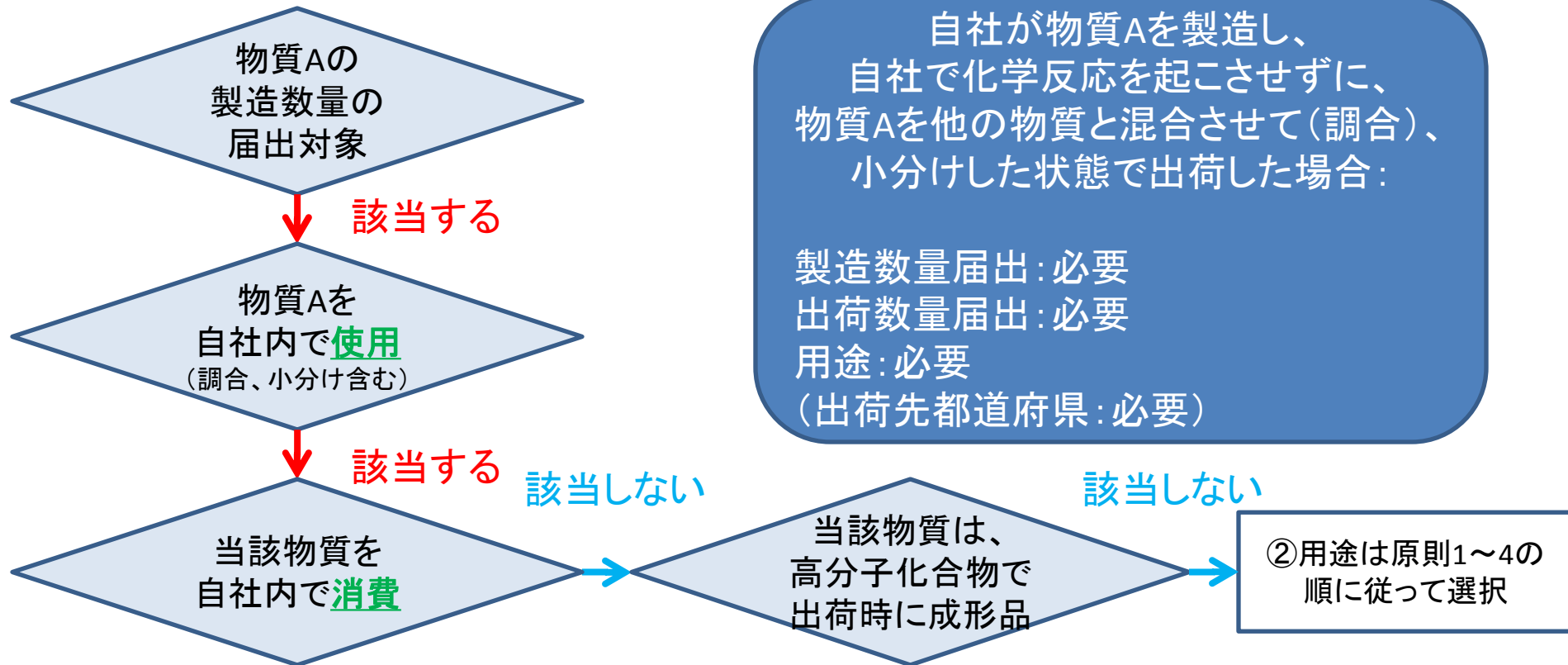
参考：企業秘密(CBI)のため、 原則4になってしまうことが確実な場合



原則では、わからなければ「#198」だが、
この場合は個別にMETIに要相談。

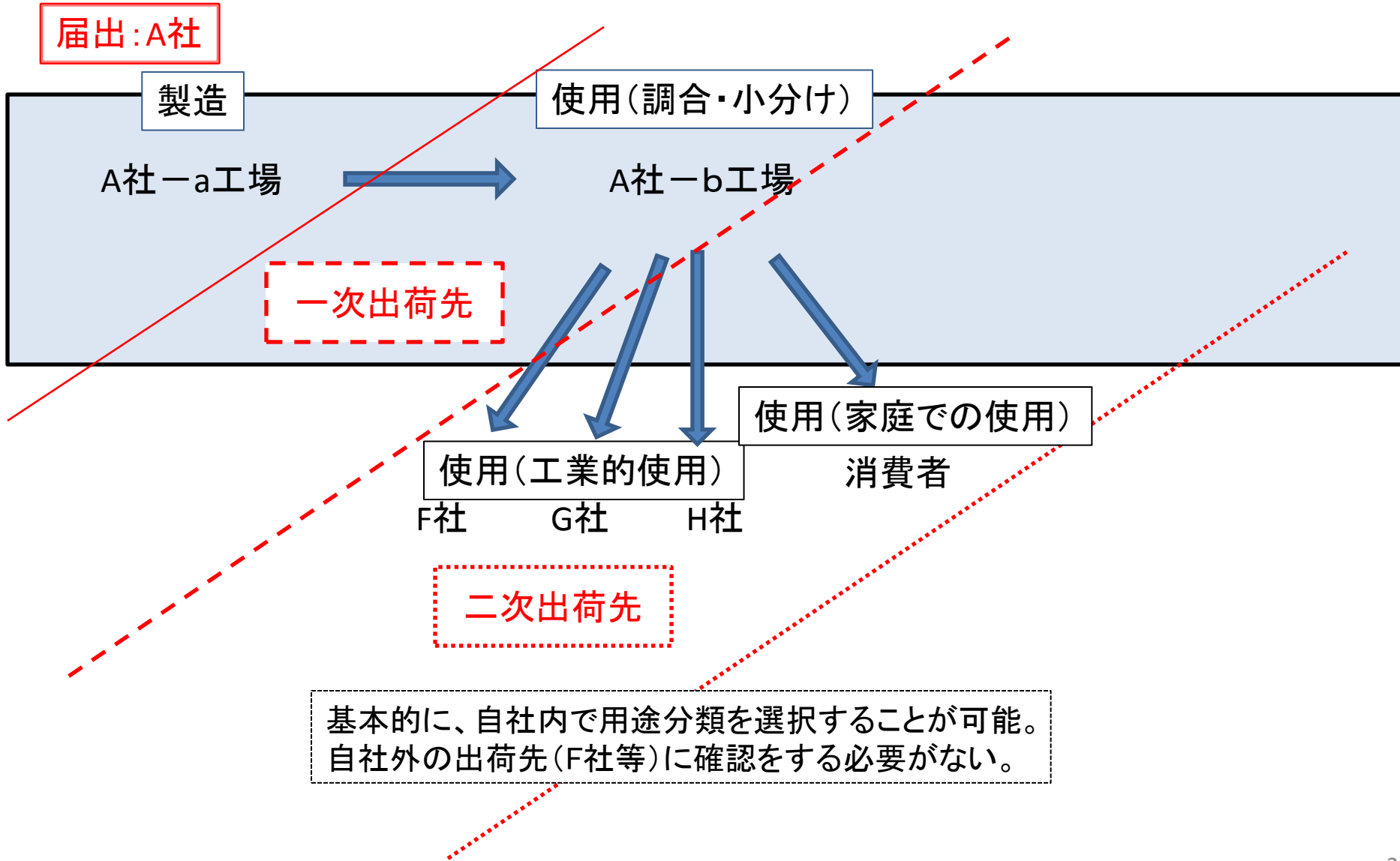
用途分類の選び方

～②の場合の例～



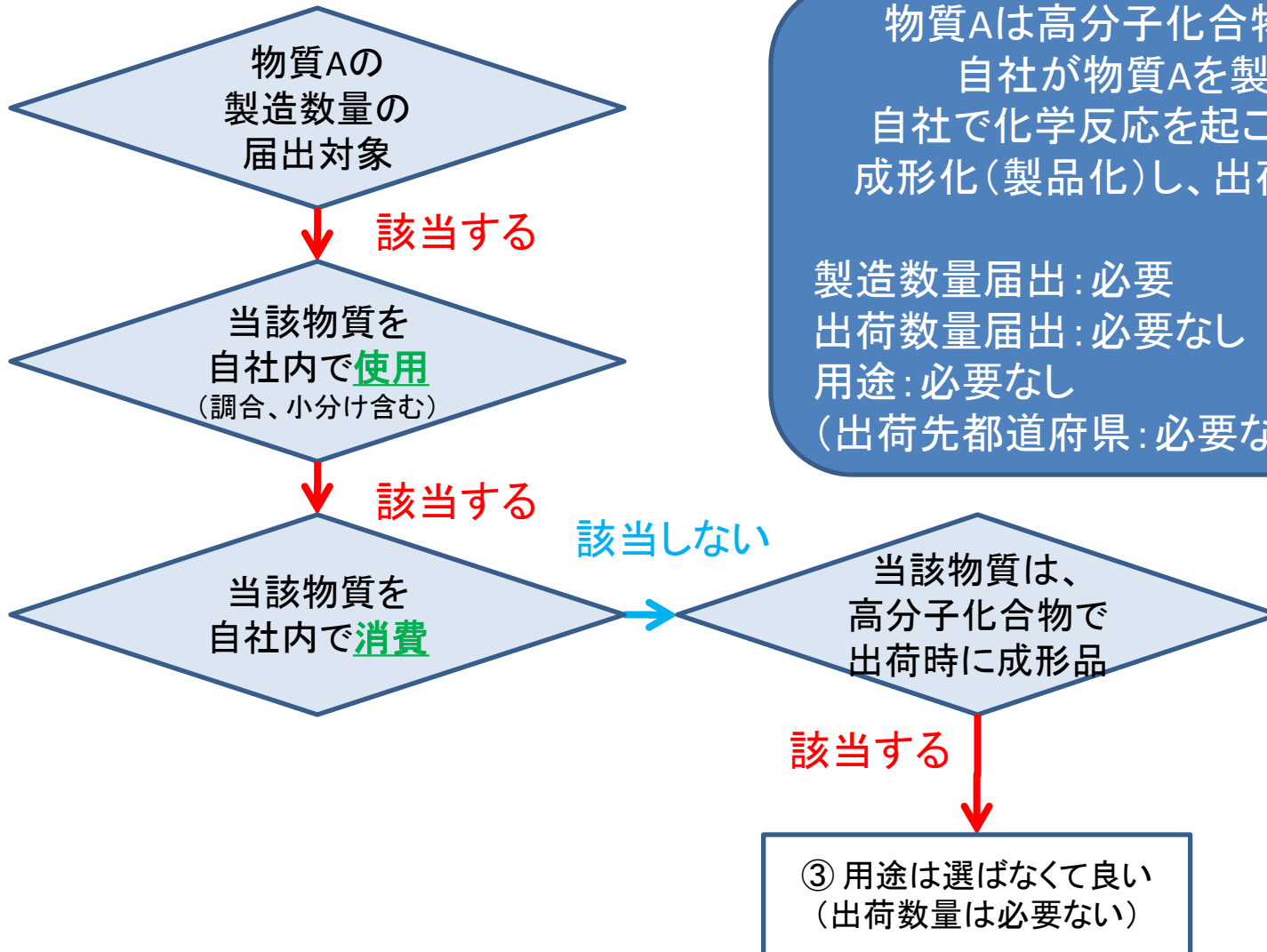
用途分類の選び方

～②の自社内使用の場合～



用途分類の選び方

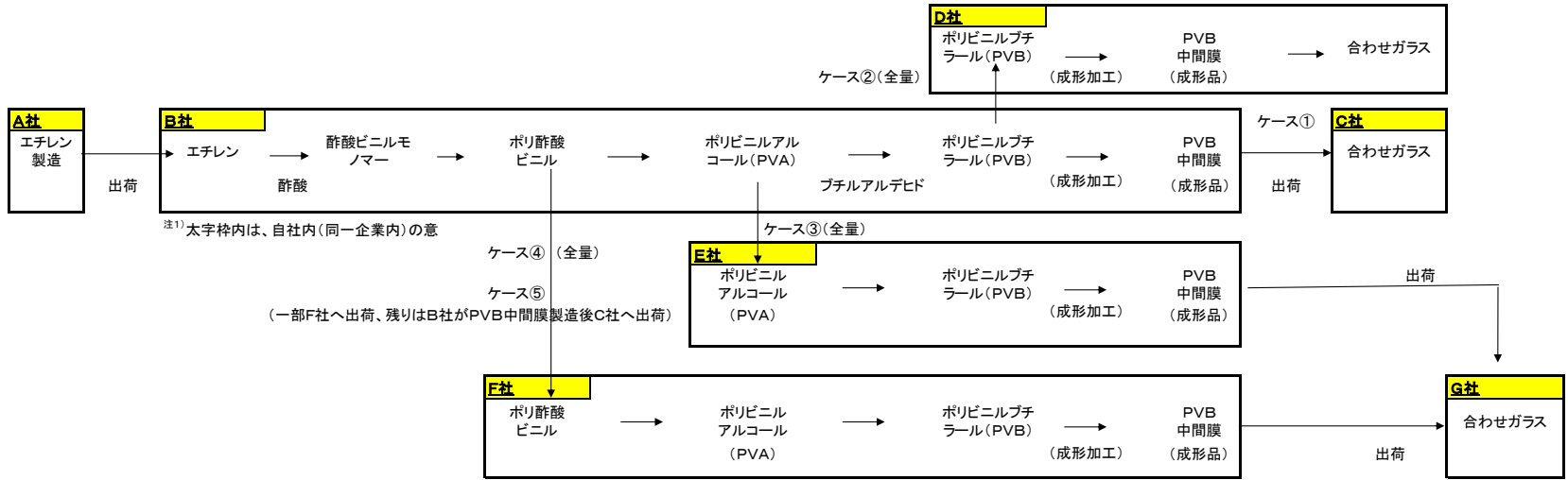
～③の場合の例～



用途分類の選び方

～参考：③の自社内使用の場合～

PVB中間膜(ガラス用強化剤)製造・出荷に係る届出事業者及び用途



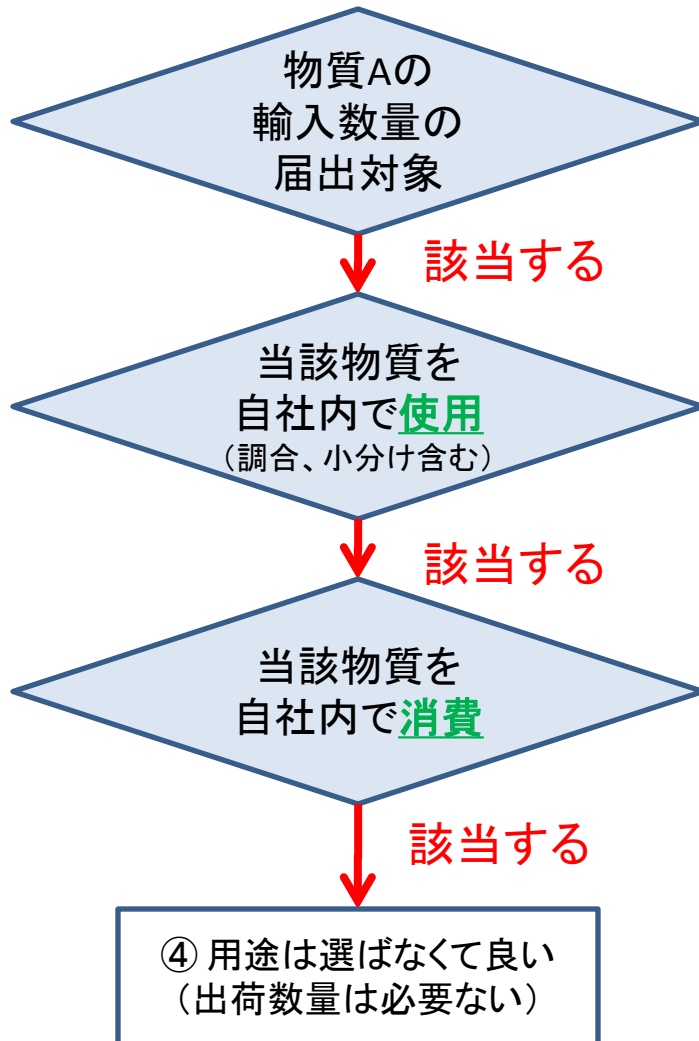
ケース別届出製造数量等

ケース	物流	届出事業者	届出化学物質	用途	備考
①	A社→B社→C社	A社	エチレン	中間物(重合原料) #101-a	
		B社	ポリビニルブチラール	不要 (高分子化合物を成形品にしているため)	B社製造の酢酸ビニルモノマー、ポリ酢酸ビニル及びポリビニルアルコールはそれぞれ全量化学変化し、PVB製造の自社内中間物 ^{注2)} に当たり届出不要。ポリビニルブチラールの製造数量は届出。C社は届出不要
②	A社→B社→D社	A社	エチレン	中間物(重合原料) #101-a	
		B社	ポリビニルブチラール	プラスチック(成形品基材) #127-a	B社製造の酢酸ビニルモノマー、ポリ酢酸ビニル及びポリビニルアルコールは自社内中間物で届出不要 D社は届出不要
③	A社→B社→E社→G社	A社	エチレン	中間物(重合原料) #101-a	
		B社	ポリビニルアルコール	中間物(前駆重合体) #101-a	B社製造の酢酸ビニルモノマー及びポリ酢酸ビニルは自社内中間物に当たり届出不要
		E社	ポリビニルブチラール	不要 (高分子化合物を成形品にしているため)	ポリビニルブチラールの製造数量は届出。 G社は届出不要
④	A社→B社→F社→G社	A社	エチレン	中間物(重合原料) #101-a	
		B社	ポリ酢酸ビニル	中間物(前駆重合体) #101-a	B社製造の酢酸ビニルモノマーは自社内中間物に当たり届出不要
		F社	ポリビニルブチラール	不要 (高分子化合物を成形品にしているため)	F社製造のポリビニルアルコールは自社内中間物に当たり届出不要。ポリビニルブチラールの製造数量は届出。 G社は届出不要
⑤	A社→B社→C社 (一部) → F社→G社	A社	エチレン	中間物(重合原料) #101-a	
		B社	ポリ酢酸ビニル(出荷分)	中間物(前駆重合体) #101-a	B社製造の酢酸ビニルモノマー、ポリ酢酸ビニル(自消分)及びポリビニルアルコールは自社内中間物に当たり届出不要。ポリビニルブチラールの製造数量は届出。
			ポリビニルブチラール	不要 (高分子化合物を成形品にしているため)	F社製造のポリビニルアルコールは自社内中間物に当たり届出不要。ポリビニルブチラールの製造数量は届出。
		F社	ポリビニルブチラール	不要 (高分子化合物を成形品にしているため)	C、G社は届出不要

注2) 製造した化学物質Mを更に自社内で化学反応させ他の化学物質Nを得る場合、その化学物質Mをここでは自社内中間物と呼んでいる。

用途分類の選び方

～④の場合の例 その1～

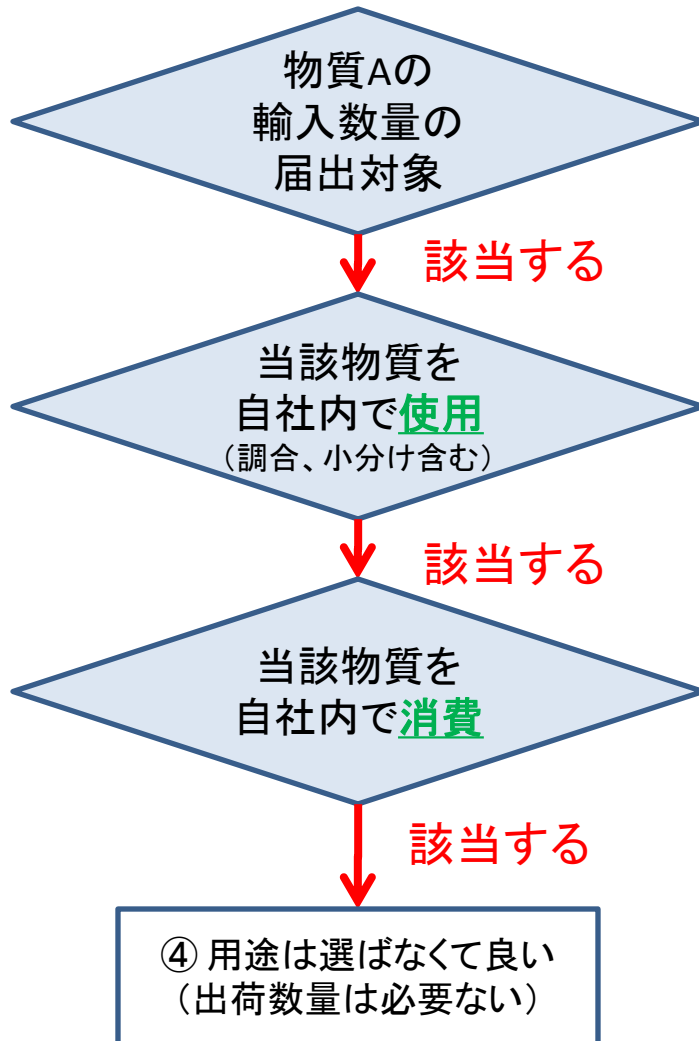


自社が物質Aを輸入し、
自社で全量化学反応を起こさせて、
別の化学物質Bを製造した場合：

輸入数量届出：必要
出荷数量届出：必要なし
用途：必要なし
(出荷先都道府県：必要なし)

用途分類の選び方

～④の場合の例 その2～



自社が物質Aを輸入し、
自社で化学反応を起こさせながら、
成形化(製品化)し、出荷した場合:

輸入数量届出: 必要
出荷数量届出: 必要なし
用途: 必要なし
(出荷先都道府県: 必要なし)

自社内消費の考え方

分類		左記ケースの薬剤の事例	化審法「化学反応を起こさせることにより」への該当性	化審法「化学反応を起こさせることにより得られる化合物」への該当性	定義①に該当するか	定義②に該当するか
1	中間物 (定義①及び②を満足し、分類No. 4, 5及び6に該当しないもの)	合成原料、重合原料、プレポリマー、重合開始剤など	○	○	○	○
2	自社の製造プロセス中で反応を起こさせるが、目的とする生成物中に分子構造上含まれないもの	官能基修飾剤(トリメチルシリル化剤、アセチル化剤等)、酸ハロゲン化剤、アルカリ化剤等)、脱塩化水素剤など	○	○	○	×
3	自社で反応を起こさせるが、反応系内に相当量残存し、それが分離使用されないもの、又は生成物との混合物として出荷されるもの	触媒、重合・重縮合反応調節(停止)剤、縮合脱水剤、エステル交換反応時のアルコール、溶剤兼反応薬剤、油脂(トリグリセライド)の改質、変性アルキッド樹脂など	○	○	×	○
4	自社で化学反応を起こさせることにより得られるものが製品の一部であるもの	塗料、インキ、接着剤、フォトレジスト、合成繊維、プラスチック、合成ゴムなどに使用される硬化剤、架橋剤、バインダー成分、感光剤、光酸・塩基発生剤、開始剤、漂白剤、発泡剤、反応注型用モノマー・プレポリマー、加硫剤、加硫促進剤及び電気・電子材料に用いられる封止剤など	○	×		
5	自社で化学反応を人為的に起こさせているが、その反応の及ぶところが局限されているもの	表面処理剤として使用されるめっき薬剤、表面フッ素化処理薬剤、エッチング処理薬剤など				
6	自社で生成物が廃棄物となり分離使用されることがないもの	pH調節剤、中和剤、ケン化剤、フォトレジストの感光性・感電子性樹脂用モノマー・オリゴマー、鋳物や耐火物製造用の粘結剤、水処理剤として使用される防食剤(脱酸素剤)など				

定義

- ①使用量のほぼ全量が化学反応を起こすもの
- ②生成物の分子構造上の構成要素となるもの

注意:

3. と4. については、化学反応を起こさせていない分、製品の一部となっていない分は消費に該当しない。その場合は、その量を出荷数量として届け出る必要がある※

※判断に迷う場合はお問い合わせください

2. 詳細用途分類の選び方

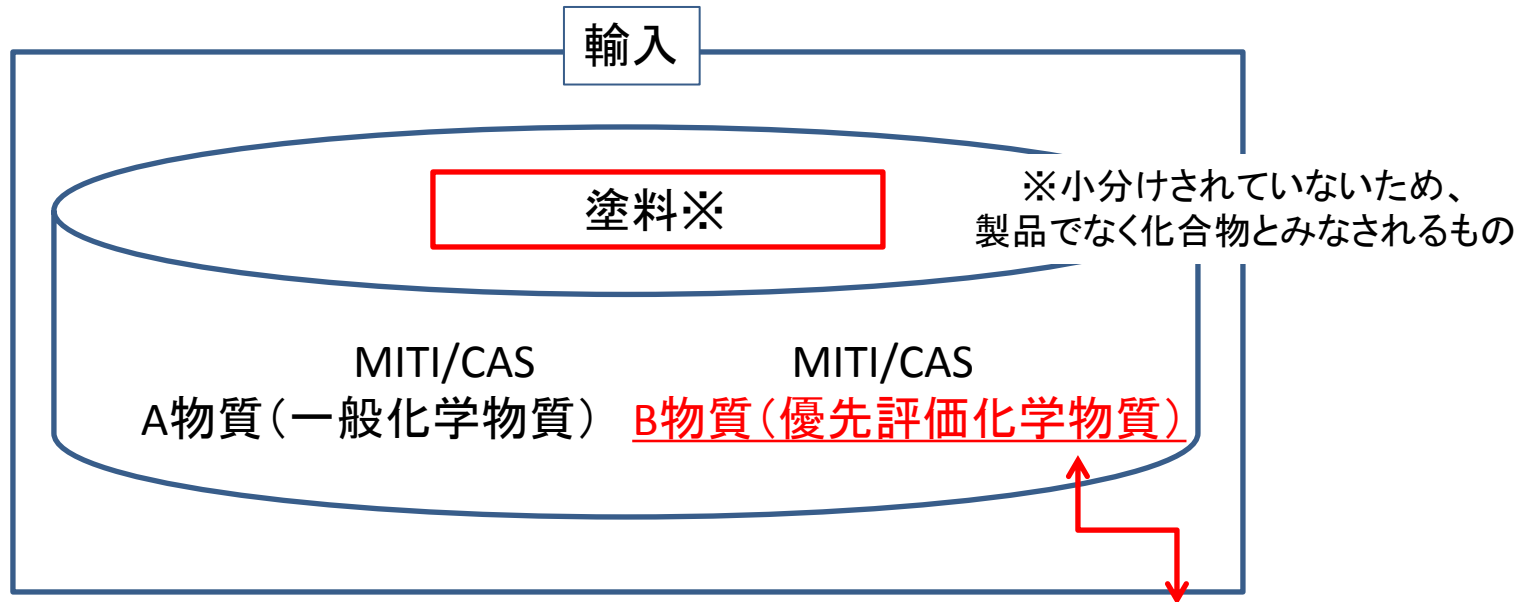
優先評価化学物質の届出に関する内容

- 詳細用途分類は、約280種類あるが、実際には用途分類の中を1～19種類に細分している。
- 細分のされ方としては、さらに詳細な使途に細分している場合と、その化学物質の機能に細分している場合がある。

「用途分類解説資料」を熟読しましょう

- すべての詳細な用途が網羅されているわけではない。
- 詳細用途分類名は、産業界にアンケート等をした結果を踏まえて、代表的な名称で記載されている。同じ意味であれば、その詳細用途分類を選択して構わない。
- 詳細用途分類名や解説資料に記載されていなくとも、同じような機能を持っていたり、使われ方をしていると想定されれば、その詳細用途分類を選択して構わない。
- ○○○-yや○○○-zを選んだ場合は、その用途分類内の詳細用途分類の内、最も排出の大きい詳細用途と同様の排出係数が用いられる。
- ○○○-yや○○○-zを選んだ場合は、できる限り、自身が把握されている範囲での具体的な用途を記載する。
- わからない場合は、届け出る前に問い合わせてください。

輸入事業者のケース (混合物の輸入)



用途分類番号115「塗料、コーティング剤」には
詳細用途分類がa~j, zの11種類

塗料用樹脂か、着色剤か、可塑剤か、
安定化剤か、防腐剤か 等によって
詳細用途分類が分かれる

用途分類はわかるが、物質Bが
詳細用途分類のどれに該当するか
の情報がわからない場合がある。



#115-zを利用する。不純物も同様。

3. 出荷先都道府県の選び方

優先評価化学物質の届出に関する内容

- 出荷先都道府県については、原則として当該化学物質の製造・輸入者から出荷した先の事業所(一次出荷先)が所在する都道府県になる。
- 商社等を経由して販売した場合で、伝票類は商社を経由していても、実際に貨物の輸送を伴わない場合は、その商社等は出荷先とはならない。実際に貨物を搬送した事業所等が所在する都道府県を出荷先とする。
- また、自社内で使用する場合は、その分は自社内出荷先都道府県を届け出る。
- 一次出荷先で、使用(調合・小分けを含む)されていないという情報が得られれば、可能な範囲で2次出荷先以降の事業所の所在都道府県を出荷先として届け出る。

※ 個々の事業者においては、二次出荷先以降を把握されているところもあるが、そのような情報は届出においては必要ない。しかし、一次出荷先の情報を用いたリスク評価において、優先評価化学物質の中でリスクが懸念される物質・用途については、サプライチェーンに沿ったリスク評価が必要となるため、そのような場合に、二次出荷先以降の情報が必要となる。

出荷先の選び方

～届出者の位置づけによる違い～

自社内で取り扱っているかどうかで
出荷先の選び方が①～④と異なる

当該物質の
製造・輸入数量
の届出対象

該当する

当該物質を
自社内で**使用**
(調合、小分け含む)

該当しない

①出荷先は
社外1次出荷先

該当する

当該物質を
自社内*で**消費**

該当しない

当該物質は、
高分子化合物で
出荷時に成形品

該当しない

②出荷先は
自社内出荷先

* 同一企業内の意

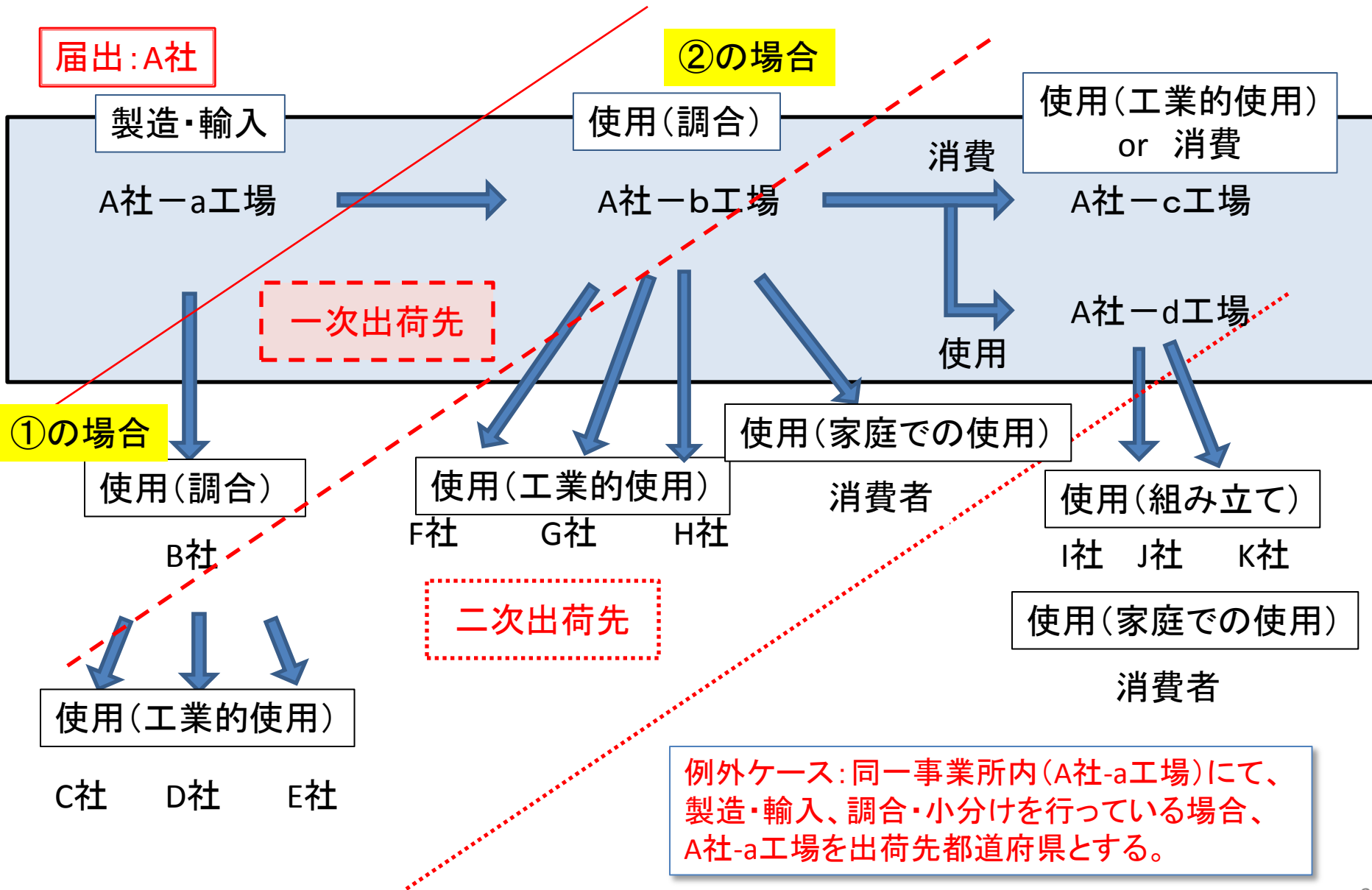
該当する

該当する

④ 出荷先は選ばなくて良い
(出荷数量は必要ない)

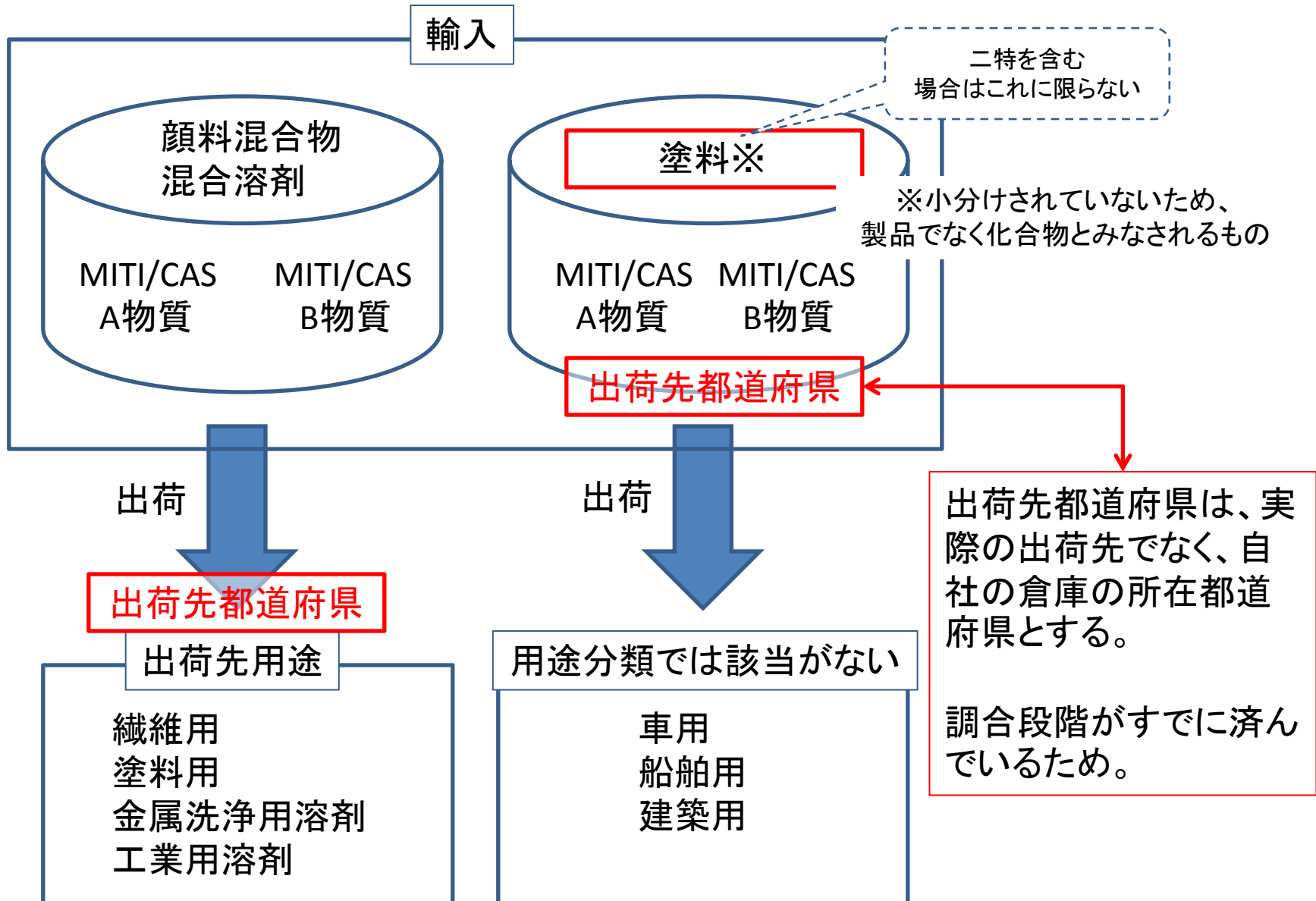
③ 出荷先は選ばなくて良い
(出荷数量は必要ない)

出荷先都道府県の選び方

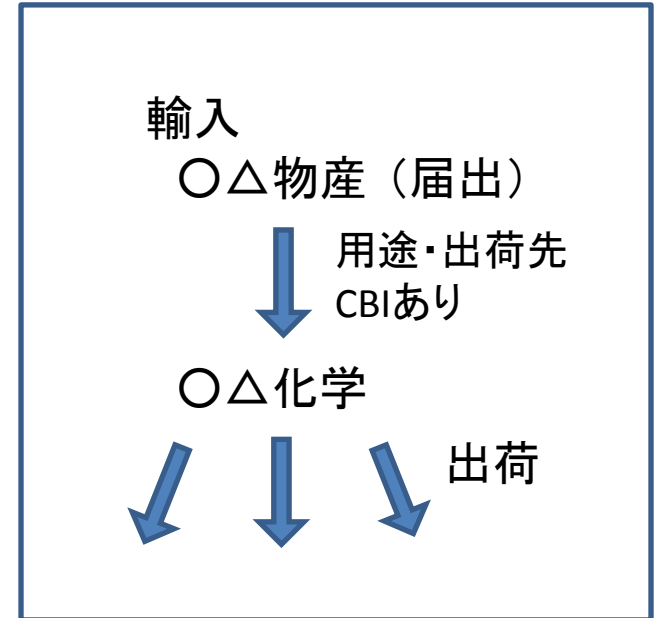
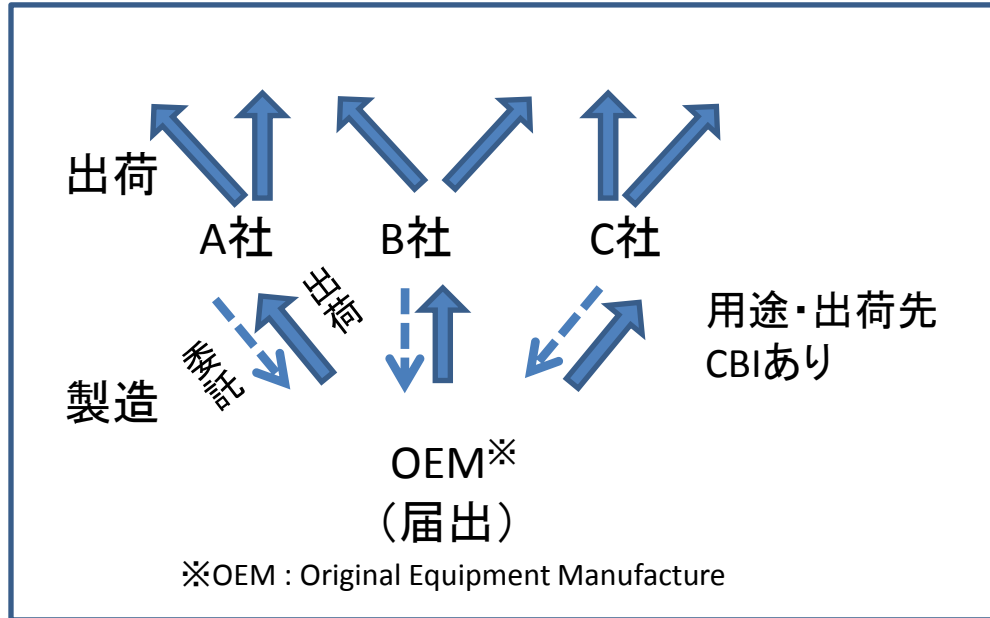


例外ケース(混合物の輸入)

～出荷先都道府県が自社の所在地となるケース～

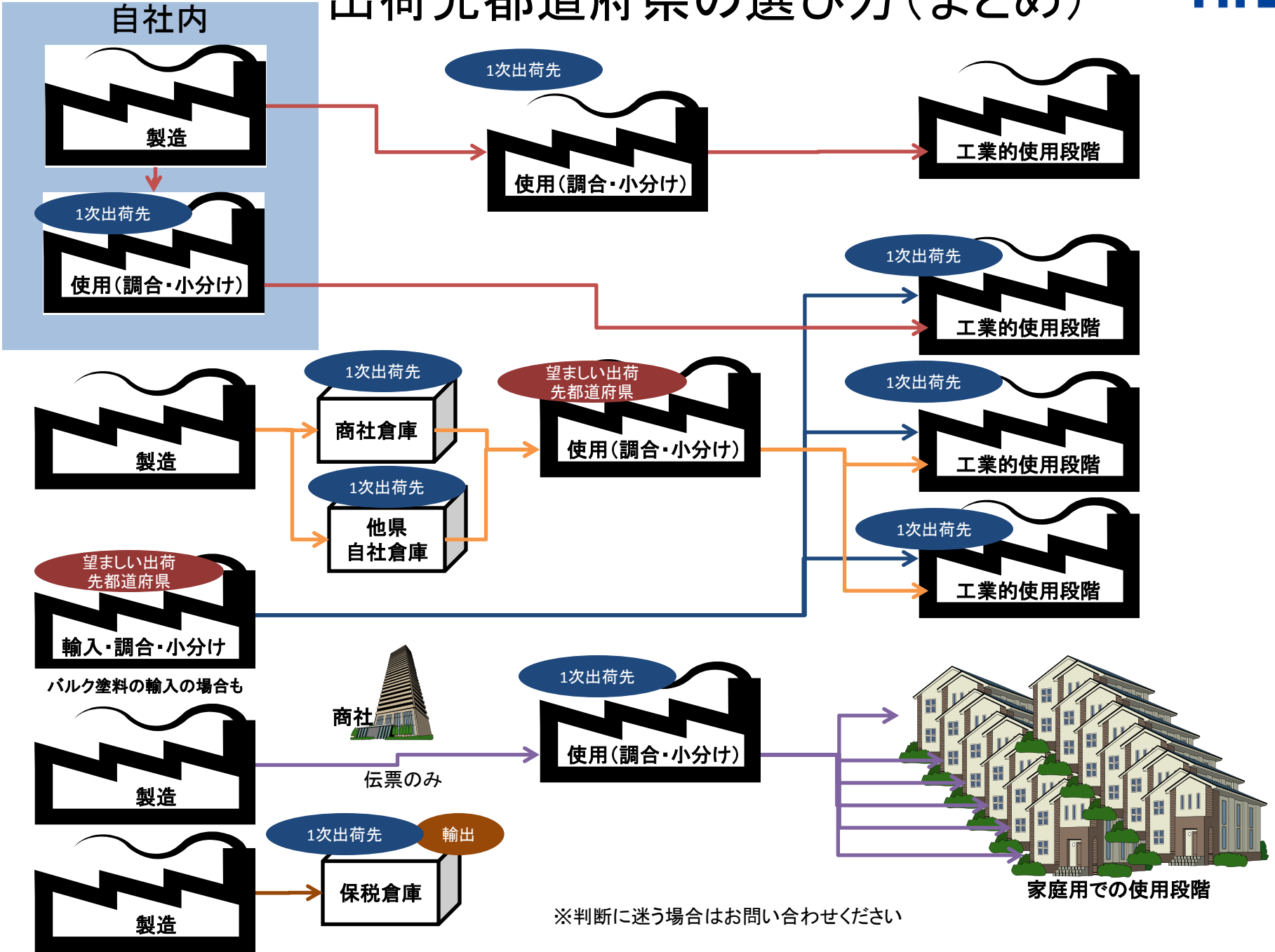


企業秘密(CBI)のため、 出荷先都道府県の把握が困難な場合



一次出荷先で使用されていないが、二次出荷先以降の情報が得られない場合、
一次出荷先であるA,B,C社,OΔ化学の所在都道府県となる

出荷先都道府県の選び方(まとめ)



※判断に迷う場合はお問い合わせください

4. 注意すべき点

- 輸出用のもの
- 中間物
- 溶剤の添加剤
- 「その他」の用途
- 用途番号のよくある間違い

注意すべき点

#199 輸出用のもの

届出:A社

製造

使用(調合)

使用(工業的使用)

A社-a工場

A社-b工場

A社-c工場

使用(ex.成形品への使用)

一次出荷先

輸出でよい

輸出でよい

輸出では×

使用(調合)

B国 B社(国内)

使用(工業的使用)

F国 G国 H国

使用(組み立て)

I社(国内) J国 K国

輸出でよい

二次出荷先

使用(工業的使用)

C国 D国 E国

輸出では×

国外で使用(最終消費)

L国 M国 N国

化合物の状態、一般消費者に販売される形態の混合物で輸出されていれば、出荷先から輸出されていても、用途は「#199 輸出用」でよい。輸出先の国における用途を分類し、出荷先を国・地域別コードで届け出るという誤った事例がみられる。

注意すべき点

#101 中間物の定義

分類		左記ケースの薬剤の事例	化審法「化学反応を起こさせることにより」への該当性	化審法「化学反応を起こさせることにより得られる化合物」への該当性	定義①に該当するか	定義②に該当するか
1	中間物 (定義①及び②を満足し、分類No. 4, 5及び6に該当しないもの)	合成原料、重合原料、プレポリマー、重合開始剤など	○	○	○	○
2	製造プロセス中で反応を起こさせるが、目的とする生成物中に分子構造上含まれないもの	官能基修飾剤(トリメチルシリル化剤、アセチル化剤等)、酸ハロゲン化剤、アルカリ化剤等)、脱塩化水素剤など	○	○	○	×
3	反応を起こさせるが、反応系内に相当量残存し、それが分離使用されないもの、又は生成物との混合物として出荷されるもの	触媒、重合・重縮合反応調節(停止)剤、縮合脱水剤、エステル交換反応時のアルコール、溶剤兼反応薬剤、油脂(トリグリセライド)の改質、変性アルキッド樹脂など	○	○	×	○
4	化学反応を起こさせることにより得られるものが製品の一部であるもの(運用通知平成16・3・19製造局第3号)	塗料、インキ、接着剤、フォトレジスト、合成繊維、プラスチック、合成ゴムなどに使用される硬化剤、架橋剤、バインダー成分、感光剤、光酸・塩基発生剤、開始剤、漂白剤、発泡剤、反応注型用モノマー・プレポリマー、加硫剤、加硫促進剤及び電気・電子材料に用いられる封止剤など	○	×		
5	化学反応を人為的に起こさせているが、その反応の及ぶところが局限されているもの(運用通知平成16・3・19製造局第3号)	表面処理剤として使用されるめっき薬剤、表面フッ素化処理薬剤、エッチング処理薬剤など	×	×		
6	生成物が廃棄物となり分離使用されることがないもの(運用通知平成16・3・19製造局第3号)	pH調節剤、中和剤、ケン化剤、フォトレジストの感光性・感電子性樹脂用モノマー・オリゴマー、鋳物や耐火物製造用の粘結剤、水処理剤として使用される防食剤(脱酸素剤)など	×	×		

定義

- ①使用量のほぼ全量が化学反応を起こすもの
- ②生成物の分子構造上の構成要素となるもの

注意すべき点

溶剤の添加剤

溶剤への添加剤は、以下の2種類の例が考えられる。

例1 溶剤に添加しているが、実際は塗料や接着剤等の機能を向上させるために添加している。

例2 溶剤に添加しているが、実際は当該化学物質の重合や分解を防止するために添加している。

例1は、#110～#147,#198から選択。

例2は、#110 (#110-d安定剤が該当)を選択。

注意すべき点 「その他」の用途

- #127-yと#127-z、#128-yと#128-zの違い。

yは、詳細用途は選択できないが、プラスチック又はゴム製品の添加剤で出荷先で製品に含まれて、市場に出て行く薬剤。

zは、詳細用途は選択できないが、出荷先でプラスチック又はゴム製品を製造するプロセスで、加工助剤として用いられ、市場に出る製品には含まれない薬剤。

yは、詳細用途分類の内、添加剤に該当する詳細用途分類の中のワーストケースの排出係数の値が設定されている。

zは、詳細用途分類の内、加工助剤に該当する詳細用途分類の中のワーストケースの排出係数の値が設定されている。

優先評価化学物質の届出に関する内容

注意すべき点

用途番号のよくある間違い

用途番号のよくある間違いとして以下の事例が見られた。用途番号の選択時には以下の事例に該当する間違いがないか気をつけること。

- ・「#101(中間物)」とすべきところ、生成物自体の用途番号を届出
- ・「#115(塗料)」や「#123(接着剤)」とすべきところ、その溶剤の用途番号(「#102」、「#103」)を届出
- ・「#104-z(金属洗浄用溶剤(その他))」とすべきところ、「#104-a(金属洗浄用溶剤(塩素系))」を届出。
- ・ 高分子化合物に該当しない物質^{※1}が、高分子化合物だけが選択できる用途番号^{※2}で届出。

※1: 化審法上の高分子化合物に該当しない1類～5類が該当

※2: 高分子化合物用 用途番号

: #115-a #116-a #123-a #124-a #125-a #127-a,b #128-a

参考: 一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領 (P.58)

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/manual_H30.pdf

5. 問い合わせ窓口

- 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）
化学物質管理センター リスク評価課

NITE 化審法連絡システム：

<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kashinrenraku.html>

- ※ 用途について問合せを行う際には、次のボタンをクリックし、「一般問合せに関するお問合せ」を選択の上、「お問合せ分類」の『7. 用途分類についてのお問合せ』を選択し、お問い合わせ内容をフォームに入力してください。
なお、お問合せの際には、**具体的な疑問点**を明記してください。

- 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室
TEL: 03-3501-0605
FAX: 03-3501-2084
e-mail: qqhbbfa@meti.go.jp